

おむつ用品購入の支援について

みどり市では、子育て支援の一環として、1歳未満の乳児を養育している世帯に対し、おむつ用品購入の支援をします。

★給付対象乳児

1歳の誕生日の属する月末までの乳児。

★給付対象者

乳児と同一世帯のみどり市に住民登録があり、養育されている方。

★給付の内容

おむつ用品購入にかかる費用を、48,000円分(1ヶ月あたり4,000円×12ヶ月分)みどり市電子地域通貨で一括で給付します。

なお転入された方につきましては、申請した翌月分から1歳の誕生日の属する月分までとなります。

※1歳の誕生日の前月までに申請した人に給付となります。

★給付方法

給付要件を満たしていると確認できた方に、ポイントが付与されたおむつ用品購入支援カードをご自宅へ郵送します。

★申請について

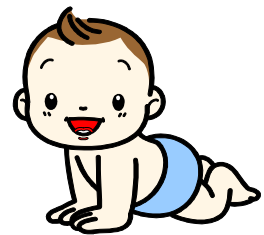
①または②の方法により申請をしてください。

①出生届・転入届の際に申請書を記入の上、提出。

申請場所：市民課(笠懸庁舎)

子育て相談課(大間々庁舎)

東市民生活課(東支所)



②Logo フォームによるオンライン申請。

下記 QR コードの申請フォームから申請ができます。



○お問い合わせ

みどり市役所子育て相談課

Tel:0277-46-8864(直通)

★注意事項

- ①給付は対象乳児 1 人につき 1 回です。カードやポイントの再発行はできません。
- ②一部店舗のみ利用可能です。取扱店舗については、決定通知に同封されている利用方法または、市ホームページをご確認ください。
- ③ポイントは、発行から 1 年後の月末が有効期限です。
- ④おむつ用品※以外の品物を購入することはできません。
- ⑤1 回のお支払いで何ポイントでも利用できます。
- ⑥おつりはできません。
- ⑦ポイントを現金と引き換えることはできません。

※おむつ用品 (紙おむつ・布おむつ・お尻拭き・おむつカバー・おむつライナー (パッド等) のこと。

